

# オンライン資格確認の次は電子処方箋！

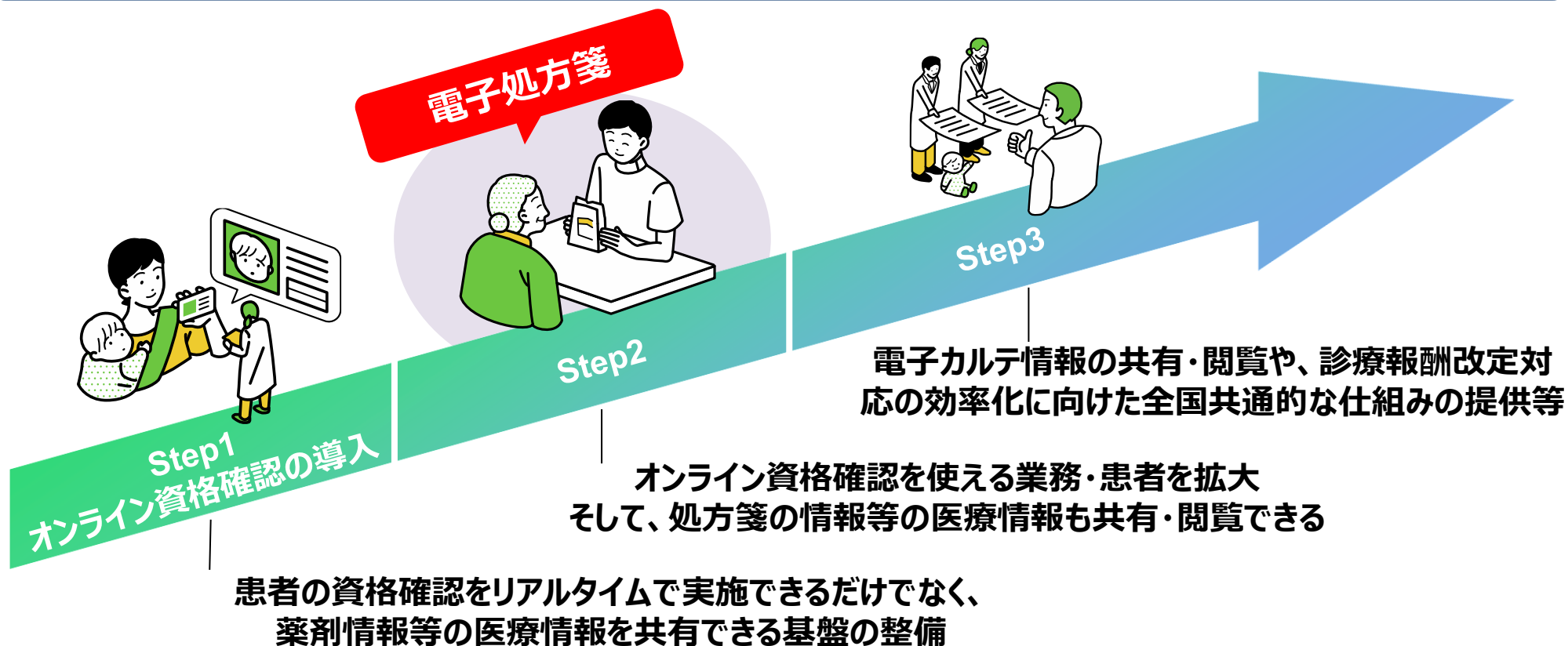
## ～いま、進めよう～

**【医療機関・薬局の皆さまへ】**

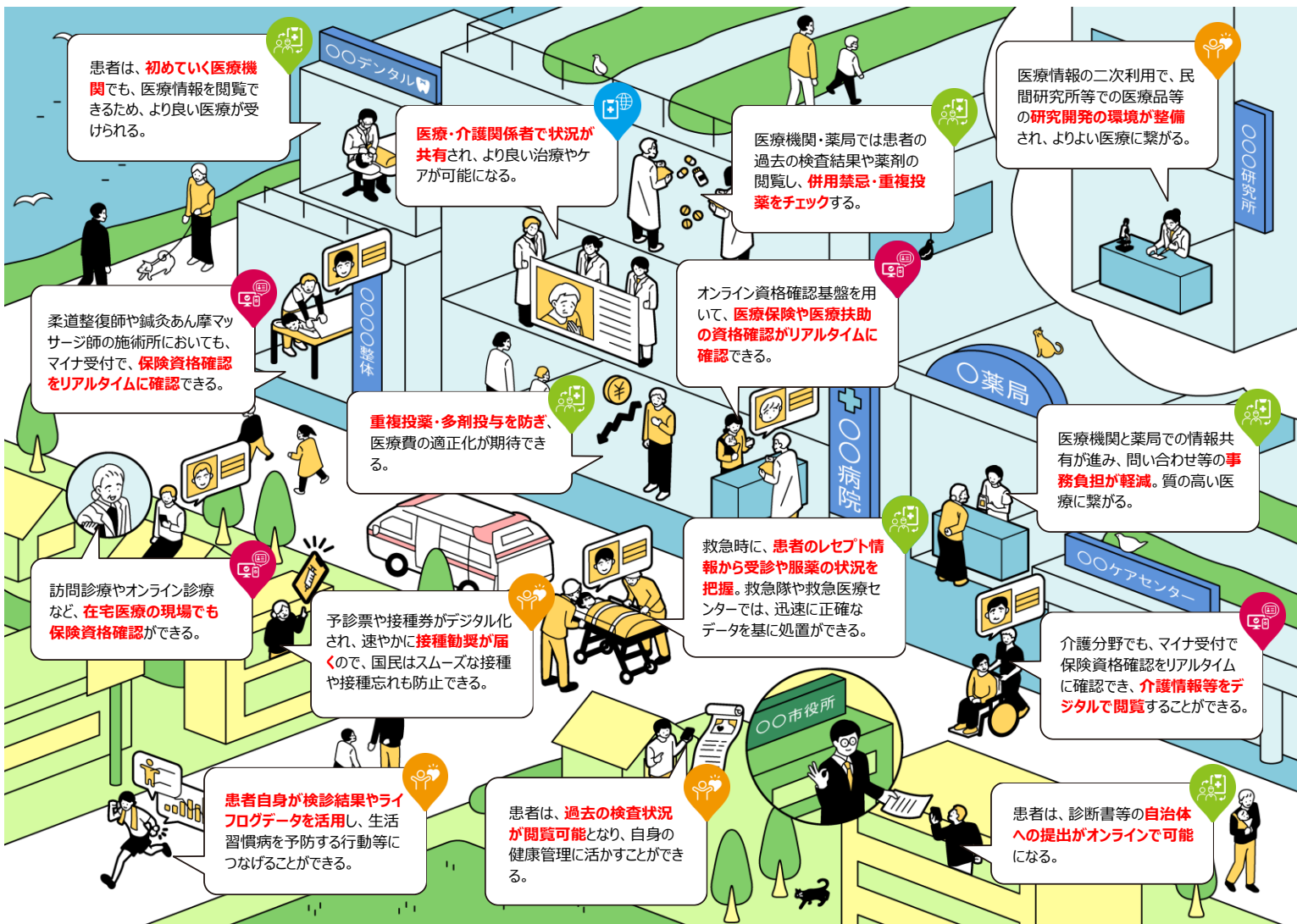
令和6年3月5日  
厚生労働省 医薬局

## 皆さまに導入いただいたオンライン資格確認の仕組みを活用し、医療DXが進んでいきます

- オンライン資格確認の導入にご協力いただき、ありがとうございました。
- オンライン資格確認の導入は医療DXの第一歩であり、今後、対象患者・医療業態の拡大や、処方箋等の医療情報の共有などに活用されていきます。



# 医療DXが進んだ世界では、医療の質の向上、業務効率化、国民の健康増進等が実現されます



## 医療DXが進んだ世界

医療DX（デジタルトランスフォーメーション）が進むことで実現する少し先の日常では、生活者のさまざまなところで色々なメリットを享受できるようになります。

-  **オンラインによる資格確認**  
健康保険証や医療扶助の保険資格をオンラインで有効性確認が可能に
-  **医療データによる質の向上**  
診療/薬剤情報や健診情報等を閲覧し、医療の質の向上へ
-  **医療DXによる業務効率化**  
電子処方箋や電子カルテ情報の共有等によりシームレスなコミュニケーションへ
-  **データ活用による健康増進**  
国民・患者が自身の医療データを閲覧・活用し、健康増進へ

## 本日は、電子処方箋をいま始めるべき理由や導入するためのポイント等についてご説明します

- 電子処方箋は、令和6年度にかけて公的病院でも導入が本格化し、拡大していく予定です。
- また、皆さまの導入を支援させていただくため、導入費用についての補助を拡充するだけでなく、令和6年度診療報酬改定において、電子処方箋を発行・調剤できる体制を有している施設へ加算も新設される予定です。
- 上記や導入利点を説明するとともに、準備作業の進め方等についてご案内します。

令和6年度にかけて  
公的病院等の導入が本格的に開始

電子処方箋の  
導入費用についての補助を拡充

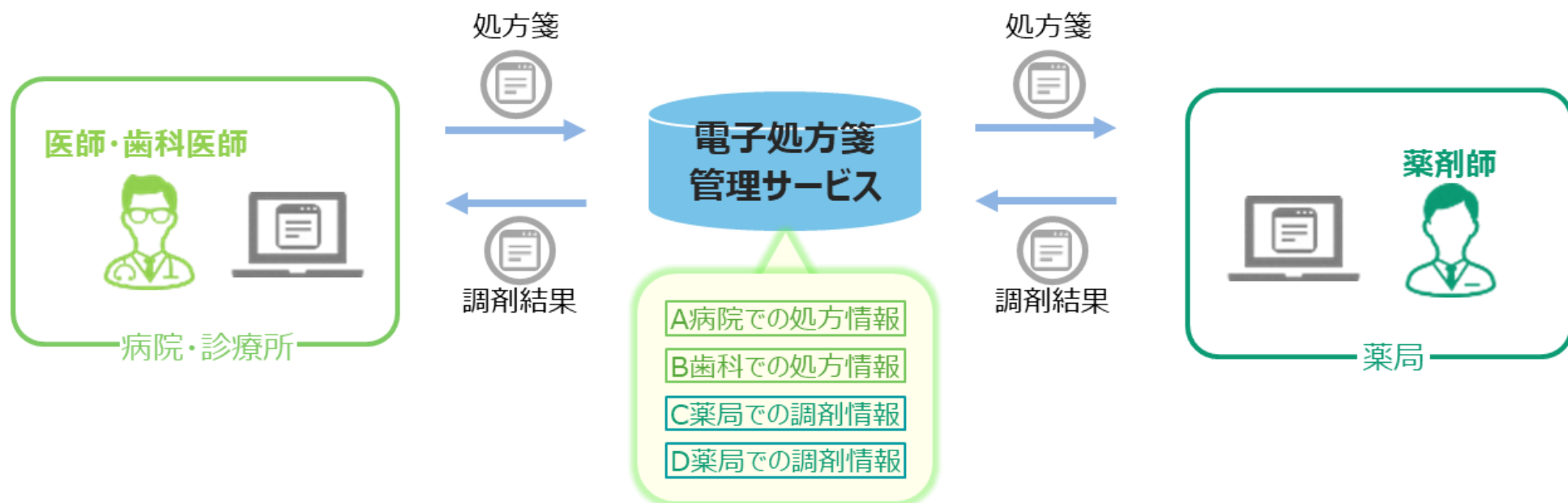
令和6年度は  
電子処方箋が  
進みます！

国民向け周知を実施、  
国民の電子処方箋の認知度が向上

診療報酬改定において電子処方箋  
導入施設を評価する加算が新設予定

## (参考) 電子処方箋とは、「電子処方箋管理サービス」を通して処方箋をやり取りする仕組みです

- 電子処方箋とは、オンライン資格確認の仕組みを基盤とした「電子処方箋管理サービス」を通して、医師・歯科医師、薬剤師間で処方箋をやり取りする仕組みです。
- なお、電子処方箋管理サービスに登録される処方箋の情報は、リアルタイムで他の医療機関・薬局が閲覧でき、また、重複投薬や併用禁忌がないかのチェックなどに活用されます。



## (参考) 紙の処方箋の場合でも、処方箋の情報が電子処方箋管理サービスに登録されます

- 患者が電子処方箋、または紙の処方箋のどちらを選択したかに関わらず、重複投薬や併用禁忌を確認できると共に、処方内容や調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録できます。

### POINT

- 1 紙の処方箋で処方・調剤する場合でも、処方内容や調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。**
- 2 紙の処方箋で処方・調剤する場合でも、患者の過去の薬剤情報を確認できます。また、それら薬剤情報との重複投薬・併用禁忌を検知できます。**
- 3 処方箋発行元の医療機関が電子処方箋非対応でも、電子処方箋対応の薬局が調剤結果を登録すると、過去の薬剤情報として他の医療機関・薬局が活用できます。**

# 01

**公的病院を中心に  
電子処方箋の導入が本格化します！**



## 厚生労働大臣から各公的病院団体に対し、マイナ保険証利用率向上等について要請がありました

- 令和5年11月に開催された『第5回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム』において、武見厚生労働大臣から各公的病院団体に対し、マイナ保険証利用率向上・電子処方箋導入を要請しています。
- また、国立大学病院、自治体病院、警察病院などについても、併せて各省庁から導入要請を行いました。



### 要請内容

- ✓ マイナ保険証を新しい医療のデジタル世界に入っていくためのパスポートとしてご理解いただき、普及することにぜひご協力いただきたい
- ✓ マイナ保険証をまずは使っていただくということ、**公的病院から電子処方箋を普及させていくことにご協力をお願いしたい。**デジタル化を進めるうえで、公的病院としての使命を果たしていただきたい

### 当日参加した公的病院団体

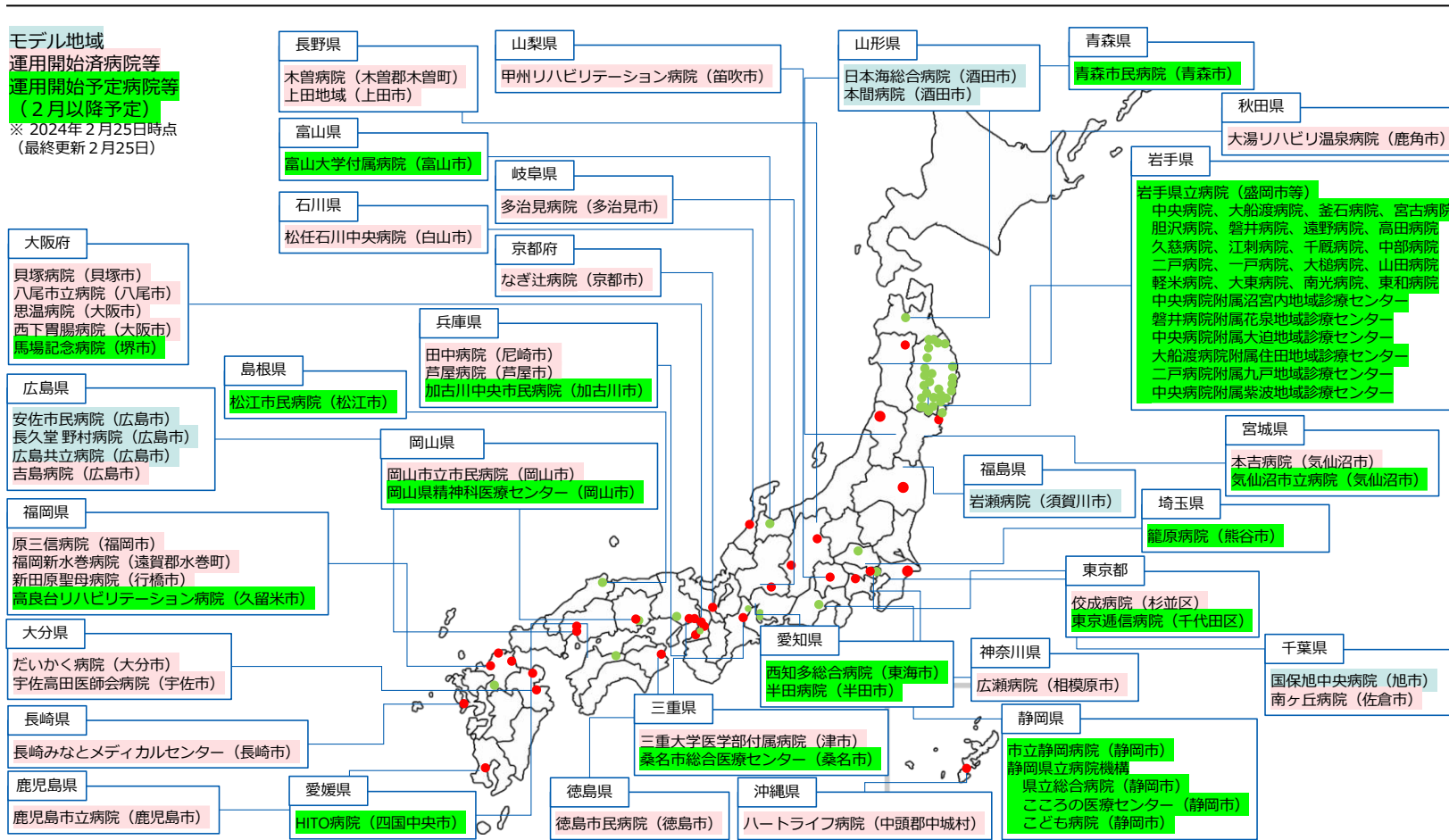
- 独立行政法人国立病院機構（NHO）
- 独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）
- 高度専門医療研究センター各病院（NC）
- 独立行政法人労働者健康安全機構（JOHAS）
- 日本赤十字社
- 社会福祉法人恩賜財団済生会



# 厚生労働省管轄の公的病院を中心に、全国的に導入を開始する予定です

○ 厚生労働大臣からの要請等が追い風になり、全国的に、公的病院への導入が拡大する予定です。

導入予定を含む病院一覧



左記を含む  
**約100病院**が  
来年度初頭に  
かけて運用開始に  
向けて準備中です。  
運用を開始している  
施設は、厚労省の  
ホームページで  
順次公開しています。

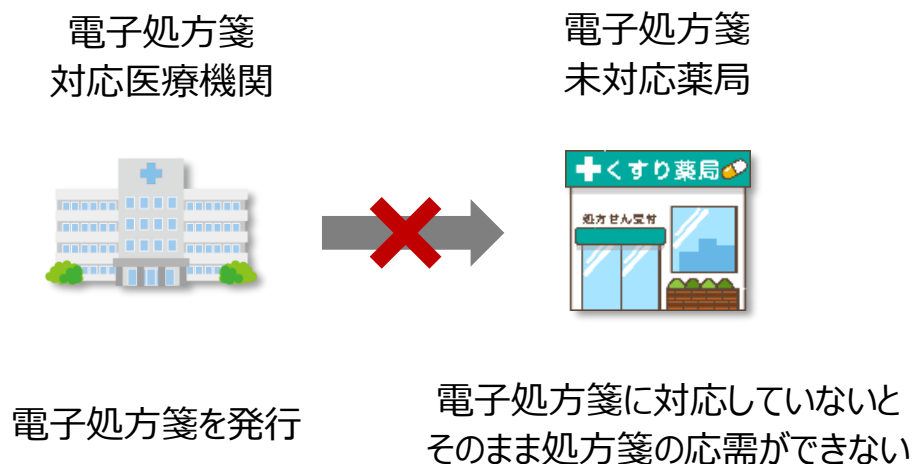
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohusen\\_taioushisetsu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohusen_taioushisetsu.html)

公的病院をはじめ、運用開始施設が全国的に導入拡大していきます

## 薬局においても医療機関の電子処方箋発行開始にあわせて受付ができるよう準備をお願いします

- 医療機関においては、公的病院を中心に、システムの運用に慣れた後に電子処方箋の発行に移ることが想定されます。このため、薬局においても医療機関と同時に導入し、電子処方箋を受け付ける体制を早期に整備することが重要です。
- 公的病院の導入拡大の動きに合わせ、それら病院の処方箋を応需する薬局を中心に、早速、電子処方箋に対応する動きがみられています

### 医療機関が電子処方箋を発行した場合、 薬局も電子処方箋に対応していないと受付できません



万が一、非対応薬局に電子処方箋の患者が行ってしまうと、さまざまなデメリットが生じる場合があります

例えば



是非、薬局の皆さまも電子処方箋の導入をお願いします

## 02

**皆さまの導入を全面的に支援します！**

## 導入費用の補助だけでなく、電子処方箋等を導入する施設への診療報酬点数の加算を開始予定です

- 電子処方箋の導入費用への補助について、今後、電子処方箋を導入する医療機関・薬局も多い状況を受け、電子処方箋導入の補助を更に拡充する方向で予算を計上しています。（次ページ）
- さらに、令和6年度診療報酬改定により、電子処方箋の導入など、医療DXに積極的に取り組んでいる施設への診療報酬点数の加算を新設する予定です。（次々ページ）

- ✓ 令和6年度の導入に限り、令和4・5年度までの高い補助率を維持します
- ✓ 電子処方箋の追加機能※1を導入した場合、それらの機能の導入費用についても補助対象になります
- ✓ 都道府県からも助成金が交付される場合があります

### 導入費用を補助します

※1: 令和5年12月に追加となった機能（リフィル処方箋への対応、口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧、マイナンバーカードを活用した電子署名等）

- ✓ 令和6年6月以降は、電子処方箋の導入など、医療DXに積極的に取り組んでいる施設への加算を新設する予定です。※2

### 診療報酬点数の加算を開始する予定です

※2: 電子処方箋を発行・受付できる体制構築は令和7年3月31日までの間限り、経過措置の対象となります。

## 国からの補助金とは別に、都道府県から補助金が交付される場合があります

- 令和6年度は、電子処方箋の導入費用についての補助を拡充し、国から補助するだけでなく、都道府県が第四期医療費適正化計画等を踏まえ導入費用に対して助成を行う場合もありますので、医療機関・薬局の所在地の都道府県の検討状況や交付条件をご確認ください。
- 国と都道府県からの補助を受けた場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は、最大で病院が1/2、診療所・薬局が3/4、大手チェーン薬局が1/2となります。
- 既に導入している施設が、追加機能を導入した場合も併せて補助が受けられます。システム事業者によっては追加機能に未対応の場合もありますが、その場合、基本機能部分の導入も併せてご検討をお願いします。

予算案審議中 (令和6年3月5日現在)	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
基本機能部分 (従前補助)	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限に、その1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限に、その1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助
追加機能部分 ※既に基本機能を 導入している施設	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を 上限に、その1/3を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を 上限に、その1/3を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額の24.5万円を 上限に、その1/2を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を 上限に、その1/4を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を 上限に、その1/2を補助
基本機能 + 追加機能部分	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を 上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を 上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/2を補助
都道府県補助 (医療提供体制推進事業費補助金)	都道府県が環境整備として医療機関等への導入費用の助成を補助 ※都道府県によって補助金の交付を行わない場合がありますので、医療機関・薬局の皆さまの所在地の都道府県の検討状況や交付条件をご確認ください。				

助成金と他の補助金を合わせて受け取ることが可能なため、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で  
**病院:1/2、診療所・薬局（大手除く）:3/4、大手チェーン薬局:1/2** となります！

## 電子処方箋等を導入し、質の高い医療を提供する施設に診療報酬点数の加算を行う予定です

- 中医協での議論を経て、電子処方箋等を導入し、質の高い医療を提供するための医療DXに対応する体制を確保している場合を評価する「医療DX推進体制整備加算」等を令和6年度診療報酬改定で新設することが予定されています。

令和6年度診療報酬改定の個別改定項目案（短冊）

### 医療 DX 推進体制整備加算の新設

オンライン資格確認の導入による診療情報・薬剤情報の取得・活用の推進に加え、「医療 DX の推進に関する工程表」に基づき、利用実績に応じた評価、**電子処方箋の更なる普及**や電子カルテ情報共有サービスの整備を進めることとされていることを踏まえ、医療 DX を推進する体制について、新たな評価を行う。

### 在宅医療における医療 DX の推進

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システム、**電子処方箋**及び電子カルテ情報共有サービスにより、在宅医療における診療計画の作成において取得された患者の診療情報や薬剤情報を活用することで質の高い医療を提供した場合について、新たな評価を行う。

**周囲の医療機関等の導入を待つのではなく、積極的に導入をお願いします。**

- ✓ 早期の導入により、システム事業者との調整がスムーズに進みます。
- ✓ （薬局の場合）早期に導入することで、周囲の医療機関が発行する電子処方箋の受付に対応でき、処方箋受付枚数の増加につながる可能性があります

※電子処方箋を発行・受付できる体制構築は令和7年3月31日までの間に限り、経過措置の対象となります。

## 03

**全国の医療現場の業務で  
電子処方箋が効果を発揮しています**



## 電子処方箋の導入が進む地域では、患者の処方・調剤情報が日々の業務で活用されています

- 電子処方箋の導入が進む地域では、電子処方箋管理サービスに蓄積された患者の処方・調剤情報を閲覧できたり、重複投薬や併用禁忌の確認に活用できており、8割以上の医療機関・薬局の皆さまが“医療の質向上につながった”と回答しています。

### 電子処方箋のメリット

重複投薬や併用禁忌にあたる薬剤を  
電子処方箋管理サービス上で**自動でチェック**できる

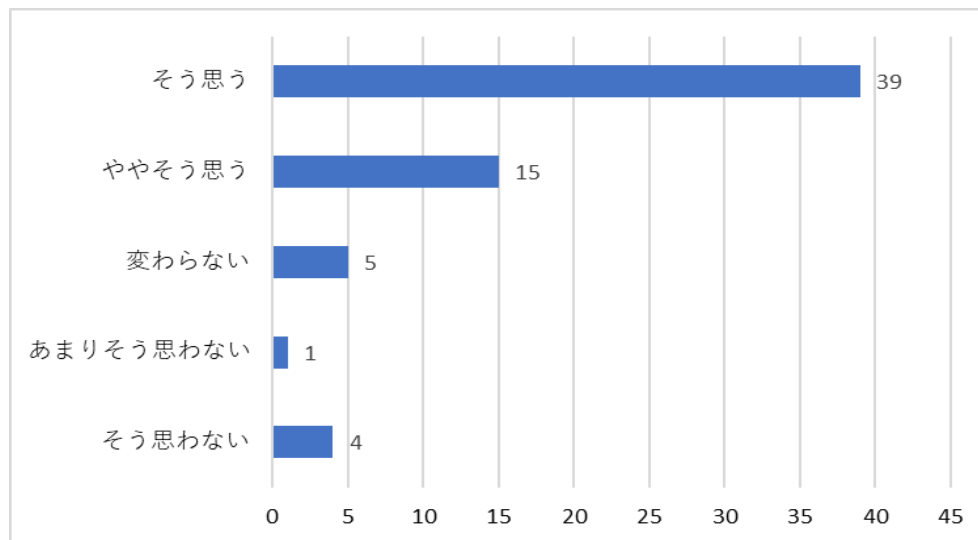
重複や併用禁忌がある場合であっても、  
医師が問題ないことを確認済みである旨を  
薬剤師が確認できることで、薬局からの問合せ等の  
**事務的コスト削減**が期待できる

薬局で紙の処方箋を物理的に保管する必要がなくなり、  
保管スペースの確保やファイリング作業が不要となるため、  
**紙の削減**が期待できる

薬局では電子処方箋管理サービスから処方箋のデータを  
取り込めるため、**処方内容を手入力する  
作業負荷や入力ミスの軽減**が期待できる

患者が処方・調剤された薬について、  
**複数の医療機関・薬局をまたいで、  
直近～過去5年分の薬のデータが参照**できる

電子処方箋の導入が進む地域でのアンケートにおいて、  
約84%の医療機関・薬局の皆さまが  
“医療の質が向上した”と回答しています※



※モデル事業地域を対象としたアンケート (n=64施設)

## 医療の質向上や業務効率化に繋がる事例が報告されています

### 医療の質向上（処方・調剤情報閲覧、重複投薬等チェック）

レセプト情報では確認できなかった直近の処方・調剤情報を閲覧できること。

- 不眠症の治療薬（ゾルピデム酒石酸塩）を処方しようとしたが、患者に緑内障の治療薬（ラタノプロスト、リパスジル塩酸塩）の処方歴があることが判明。本薬剤は緑内障患者には禁忌となっており、疑義照会の上、処方削除となった。
- 向精神薬等の初回用量に上限がある薬に対し、他の医療機関での処方量を確認できたことで、疑義照会の判断に役立った。
- お薬手帳や患者とのコミュニケーションでは確認できなかった薬や、お薬手帳を忘れた患者の薬についても確認できた。等

電子処方箋管理サービスで、患者の過去の処方・調剤情報を対象に重複投薬・併用禁忌をチェックすること。

- 新規患者が「併用薬はない」と言っていたところ、重複投薬等チェックに引っかかり、不眠症の治療薬（ゾルピデム酒石酸塩）の重複を検知できた。
- 高脂血症治療薬（ロスバスタチンカルシウム）を処方しようとしたが、併用禁忌チェックにかかり、禁忌薬の免疫抑制剤（シクロスポリン）が処方されており、他薬に変更することで併用禁忌を回避することができた。
- 医療機関が電子処方箋非対応で従来どおり紙処方箋を発行した場合も、薬局が対応していたことにより、重複投薬等を検知することができた。等

### 不要な疑義照会の削減

電子処方箋管理サービスでの処方箋の形式チェックや処方医のコメント連携等により、薬剤師から医師への問合せを削減すること。

- 過去の薬との重複（タムスロシン塩酸塩）を検知したが、処方医の処方意図を確認できたため、改めて問い合わせることなく、調剤・服薬指導の判断を行うことができた。
- 医療機関が処方箋を登録する際、電子処方箋管理サービスで項目の記載漏れ等をチェックするため、形式不備に伴う問合せが減り、薬学的に疑義がある場合に問合せを行う運用が実現できている。
- 処方箋の事前送付の際、FAX等では読みづらかったが、引換番号等の授受で対応できるため、問合せ数が減った。
- 経口ステロイド薬（ベタメタゾン、プレドニゾロン）がそれぞれ別病院から処方されていたことを検知できたが、処方医が併用確認済であることがわかり、これを踏まえた調剤・服薬指導を実施することができた。等

### 業務効率化

重複投薬等の把握だけでなく、処方箋入力・保管の手間を削減することで業務効率化に繋がること。

- 従来は、手書きの処方箋の内容をレセコンに入力することもあったが、電子処方箋管理サービスから処方内容が自動で取り込まれるため、特に新患や薬剤数が多い処方箋であれば、最大10分程度短縮できた。
- 重複投薬・併用禁忌をシステム上で自動チェックできるので、従来の患者への聞き取りやお薬手帳の確認等に費やす時間を5分程度短縮。等

## 電子処方箋を活用できた事例①

# 大規模災害時等において、患者の直近の処方・調剤情報を活用できます 1/2



## 避難先の医療機関・薬局で患者の薬剤情報等を活用



### POINT: 避難先の施設でオンライン資格確認等システムに蓄積された薬剤情報等を活用!

令和6年能登半島地震において、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）を利用して、薬剤情報等が災害医療に活用されました。

石川県の医療機関・薬局の方々より情報提供いただきました

#### 活用事例

- ・ 患者が普段通っていない避難先近くの医療機関で、薬剤情報等を確認して診療。
- ・ 患者が普段通っている薬局が営業不可能な状態になったため、営業可能な薬局で薬剤情報等を確認して調剤・服薬指導。
- ・ 避難所の医師が処方し、薬局で調剤の流れの中で、薬局で薬剤情報等を確認。医療従事者間で連携し、適切な治療法を検討。



#### 現場からの声



薬剤師 小林 星太さん

- 患者さんは薬剤の現物は持っていてもお薬手帳や薬剤情報提供書を持っていないことが多く、持参した薬剤以外にも使用している薬剤があるかもしれません。その際、抜け漏れがないか確認できるのは有用です。
- 例えば、抗生剤等を使用している場合、当該薬剤をいつから使用しているかを確認でき、継続可否の判断に役立っています。
- 被保険者番号等が確認できるのも有用です。



## 電子処方箋を活用できた事例①

# 大規模災害時等において、患者の直近の処方・調剤情報を活用できます 2/2



薬剤師 A

- 営業可能な薬局 1 件に業務が集中して大変ですが、患者さんの薬剤情報を効率的に収集できて大変有用です。患者への聞き取りのみしか手段がなければ業務が追い付きません。
- 普段、当薬局を利用していない患者さんについても、正確な薬剤情報を入手できました。
- レセプト情報のみの場合は、直近の情報を患者に確認したり、手持ちの薬剤も確認しながら慎重に対応しました。



薬剤師 B

- 災害の状況にもよりますが、医療機関・薬局のどちらも避難してきた患者を普段診ていないため、できるだけ医療機関・薬局双方で薬剤情報を閲覧し、ダブルチェックすることが大事だと感じます。



患者 A

- 眼薬を能登の自宅に置いてきてしまいました。くすりの名前までわからなかったのですが、薬剤師さんが調べてくれて眼薬を再開できました。



患者 B

- 吸入薬を使用していて何というくすりだったか忘れてしまいましたが、同じくすりを再開できて安心しました。

災害発生時にも、オンライン資格確認等システムの薬剤情報等が活用されています。  
電子処方箋の活用が広がれば直近の薬剤情報が更に充実します。

### 災害時モードとは

- オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）とは、地震等の災害発生時に、災害救助法適用地域等に対して時限的に開放される機能です。災害時モードを利用すれば、患者がマイナンバーカードや健康保険証、お薬手帳等を持参できない場合であっても、氏名や住所等の情報から患者を特定し、本人の同意の下、患者の薬剤情報・診療情報・特定健診等情報を閲覧することができます。
- この機能により閲覧できる薬剤情報にはレセプト由来の情報に加え、全国の電子処方箋対応施設で登録された直近の処方・調剤情報が含まれます。
- 患者への聴取と組み合わせることで、被災者への医療の継続に役立てることができます。
- 令和6年能登半島地震において、本機能は石川県や富山県の二次避難先の地域も含め2/1までに約22,000件活用されています。

今後、電子処方箋を導入いただくことで、  
オン資災害モードの活用例を活かしつつ、直近の薬剤情報の共有を実現していきます。

## 電子処方箋を活用できた事例②

# 電子処方箋のコメント機能は、医師・歯科医師、薬剤師間のコミュニケーション円滑化に役立ちます



## 電子処方箋のコメント機能は、医師・歯科医師、薬剤師間のコミュニケーション円滑化に役立ちます！

### POINT: 医師・歯科医師が処方意図等を薬剤師に連携することで、不要な疑義照会は削減へ

例えば、患者の併用薬との成分重複等がある中でも医師・歯科医師が処方すると判断した場合、薬剤師向けに処方意図等のコメントを登録できます。これにより、薬剤師から医師等へは、その他必要な確認事項に対して疑義照会を行えるようになります。

#### 電子処方箋のコメント機能について

重複投薬等チェックの結果、成分重複等と判断されたがそのまま処方する場合に、処方意図等を薬剤師向けに登録できます



医師・歯科医師

処方箋  
+ 薬剤師へのコメント



電子処方箋管理サービス

処方箋  
+ 医師からのコメント



薬剤師

重複投薬等チェックの結果、重複・併用禁忌ではあるが、患者とのコミュニケーション等を通して問題ないことを確認し、そのまま処方する場合、**薬剤師向けに処方意図等をコメントとして残すことができる。**

処方箋受付のタイミングで重複投薬等チェックを行い、重複・併用禁忌と判断された場合も、**医師の処方意図を把握した上で判断することができる。**

#### 参考

- ✓ 重複投薬等チェックで、今回調剤予定のアセトアミノフェンが、現在服用中の薬剤と成分が重複すると判明。**処方医から“重複を確認の上で処方済”のコメントを確認できたため、この点の疑義照会は不要だとわかり**、調剤や服薬指導に時間をかけることができた。（ヤックスドラッグ 旭中央薬局店）
- ✓ ベタメタゾン、プレドニゾロンが今回処方を行った医療機関とは別の医療機関で処方されていることを確認したが、**処方医から“併用確認済”であることのコメントを確認できたため、この点の疑義照会は不要だとわかった。**（ひまわり薬局）

医師・歯科医師、薬剤師間の更なるコミュニケーション円滑化に資するコメント機能を、積極的にご活用ください！



## 電子処方箋を活用できた事例③

# 電子版お薬手帳に電子処方箋の情報を連携できます



電子処方箋の情報はマイナポータルAPI連携で簡単に電子版お薬手帳に連携可能です。

### POINT: 電子版お薬手帳の有効活用で患者の情報に寄り添った医療を提供！

マイナポータル上でも確認することができる電子処方箋の情報は、マイナポータルAPIで簡単に電子版お薬手帳に連携可能です。また、患者に対し、電子版お薬手帳に日々の体調変化等を記録してもらうように促すことで、診療／調剤・服薬指導時に、必要に応じて、患者の体調の変化等を見せてもらいながら医療を提供することが可能です。

#### 電子版お薬手帳の活用について

マイナポータルAPIで簡単に電子処方箋情報と連携できたり、日々のライフログの記録が可能※です。

#### 各施設での電子版お薬手帳の利用案内



- ・ マイナポータルの連携ができる旨や電子版お薬手帳に体調の変化を記録するように案内

#### 患者によるAPI連携や体調変化の記録



- ・ 患者自身で電子版お薬手帳とマイナポータルを連携させ電子処方箋情報の取り込みを実施
- ・ 日々の体調等を電子版お薬手帳に記録

#### 電子版お薬手帳を参照したよりよい医療の提供



- ・ 診療／調剤・服薬指導時に電子版お薬手帳のデータを必要に応じ参照しデータに基づく医療を提供

※電子版お薬手帳は提供サービスにより機能が異なり、一部機能に非対応のものもあります。

**データを活用したより良い医療の提供のためにも、  
電子版お薬手帳の利用やマイナポータルとのAPI連携を是非患者へご周知ください。**

## (参考) 電子処方箋の導入で業務内容を大きく変更する必要はありません

- 診療所の皆さまから「業務が大きく変わるのではないか」といった懸念をよくいただきますが、実際は従来の処方箋発行画面に電子処方箋を発行するためのボタン等が追加される程度です。
- 電子処方箋管理サービスでの重複投薬等チェックについても、既に電子カルテに何らかのチェック機能が搭載されている場合にはそのタイミングで実施されるため、操作の変更はほぼありません。  
※導入されているシステムによって異なる場合があります。

### 医科診療所における業務イメージ

薬剤情報の閲覧

処方箋発行

処方箋受け渡し

現状  
(オン資導入済)

1か月前から  
過去5年分の情報が  
閲覧可能

紙で処方箋を  
発行

処方箋  
の紙を患者に渡す

電子処方箋  
導入後

**直近を含む**  
過去5年分の情報が  
閲覧可能

**患者の選択した形態**  
で処方箋発行  
※電子処方箋を発行する際  
は患者の訪問予定の薬局の  
対応状況を確認ください

**処方内容(控え)**  
の紙を患者に渡す  
処方内容(控え)は当面の  
間に限り発行されるものです※。

電子カルテ上で  
“電子処方箋”にチェックを  
入れるだけで電子処方箋の  
発行が可能！



【参考】電子処方箋発行画面の例



訪問予定の薬局を  
効率よく確認いただく  
ための資料も公開し  
ております。  
(P.27参照)



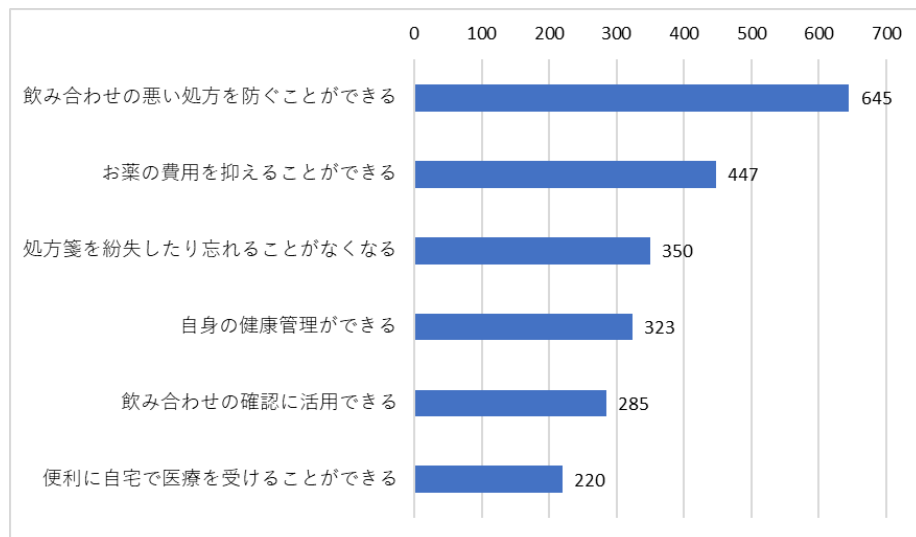
## 04

電子処方箋に対応する施設で  
安心・安全な医療を受けられることに  
多くの国民が期待を寄せています

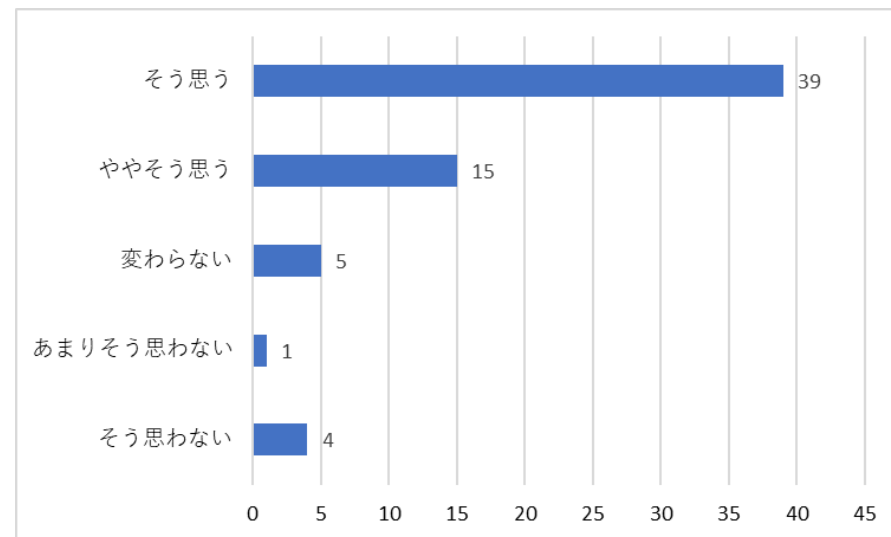
## 電子処方箋が健康被害や副作用の防止に繋がる点について多くの国民がメリットとして感じています

- 電子処方箋に対応する施設では、患者が直近でもらった薬を正確に把握でき、当該情報を活用して併用禁忌等に起因する健康被害や副作用を防げる点について、多くの国民が電子処方箋のメリットとして感じています。
- 電子処方箋の導入が進む地域では、一度でも電子処方箋を利用したことがある患者の約92%が「よく行く医療機関・薬局にも電子処方箋に対応してもらいたい」と回答しています。

電子処方箋対応施設を訪れた患者からは、「飲み合わせの悪い処方を防ぐことができる」ことをメリットとして感じています！



電子処方箋を利用したことのある患者の約92%が、よく行く医療機関・薬局でも使用したいと答えています！



参照元：電子処方箋モデル地域の医療機関・薬局を訪れた患者約1200人を対象にしたアンケート調査の結果

# 患者が電子処方箋の効果を感じる具体的なエピソードを厚生労働省ホームページで紹介しています

- 急遽小さい子どもを病院に連れていくこととなった場合や、引越先や旅行先で急遽体調を崩した場合でも、電子処方箋に対応している医療機関・薬局を利用すると、保護者や患者さんの記憶が曖昧であっても、直近の情報も含めて過去の薬剤情報を医療機関・薬局で確認してもらえます。
- 上記のように、患者さんが電子処方箋のメリットを享受できるエピソードを紹介したウェブページを本年1月に作成し、厚生労働省SNSや保険者経由で、国民向け周知を図っています。

電子処方箋1周年特設サイト



ポスター



SNS投稿



## 電子処方箋1周年特設サイト

URL:

[http://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen\\_1year.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen_1year.html)



## 多くの方が「電子処方箋」について知り、利用するきっかけとなるような周知広報を行っています

- 電子処方箋の周知を図るため、TVアニメ『薬屋のひとりごと』とタイアップし、普及啓発ポスターの作成や特設サイトの開設、公共交通機関を活用した広告掲出を行いました。
- 今回の取り組みを通して、多くの方が「電子処方箋」について知り、利用するきっかけとなることを期待しています。

普及啓発ポスター



特設サイト



広報誌※



Yahoo!ニュースのトピックス掲載





## 各施設においても、電子処方箋の周知をお願いいたします（1/3）

- 厚生労働省では、医療機関・薬局のみなさまが患者に対して電子処方箋を周知したり、利用方法を説明するための資料を公開しています。
- 各施設の状況に合わせて是非ご活用いただき、患者への電子処方箋の周知をお願いいたします。

### 01 患者向けメリット・利用方法説明動画

電子処方箋の利用方法を解説する患者向けの動画  
(サイネージで利用可能なものも掲載しています)



<https://youtu.be/rrjDGiCCdlo?feature=shared>

電子処方箋のメリットと利用方法を1分弱で簡単に  
説明する国民向けの動画



<https://youtu.be/2yn44cuoaSI?feature=snareu>

### 02 電子処方箋希望カード

患者が、電子処方箋の発行を希望することや、調剤を受ける薬局が  
電子処方箋に対応していることを医療機関に伝えやすくするためのカード

04. 電子処方箋に対応する施設で安心・安全な医療を受けられることに多くの国民が期待を寄せています

# 各施設においても、電子処方箋の周知をお願いいたします (2/3)

## 03 患者向け案内資料 (紙媒体)

患者に電子処方箋を勧める際の  
声掛け内容の参考資料

患者から電子処方箋について  
質問された際の返答の参考資料

顔認証付きカードリーダーの  
操作手順を説明する資料

患者に電子処方箋対応薬局を  
案内する際の資料

マイナンバーカードの活用方法に関するフローチャート。マイナンバーカードを提示する際の注意や、マイナポータルでの申請方法、マイナ保険証の受け取り方などを詳しく説明しています。

よくある質問～電子処方箋について。電子処方箋とは何か、なぜ便利なのか、申請方法、顔認証付きカードリーダーの使い方、マイナ保険証との連携方法などについて詳しく説明しています。

マイナ受付に関する操作手順の図解。マイナ保険証で受付をする際の顔認証付きカードリーダーの使い方、マイナ保険証の提示方法、マイナ受付の完了確認方法などを詳しく説明しています。

電子処方せんをご利用いただけます！に関する案内資料。電子処方せんとは何か、マイナ保険証との連携方法、電子処方せんに対応する薬局の検索方法などを詳しく説明しています。

電子処方箋の利用を  
推奨するリーフレット

「マイナンバーカード」を健康保険証としてぜひお使いください！に関するリーフレット。マイナンバーカードを健康保険証として使うことのメリット、申請方法、顔認証付きカードリーダーの使い方などを詳しく説明しています。

電子処方箋の仕組みやメリット、利用方法等をまとめたパンフレット

よくある質問～電子処方せんに関するパンフレット。電子処方せんとは何か、なぜ便利なのか、申請方法、顔認証付きカードリーダーの使い方、マイナ保険証との連携方法などについて詳しく説明しています。

電子処方せんの利用ステップに関するパンフレット。電子処方せんを利用するための具体的な手順、顔認証付きカードリーダーの使い方、マイナ保険証の提示方法などを詳しく説明しています。

よくあるご質問に関するパンフレット。電子処方せんに関するよくある質問とその答えを詳しく説明しています。

## 各施設においても、電子処方箋の周知をお願いいたします（3/3）

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) with a search for "電子処方箋に関する周知・案内等素材について" (Information and materials regarding electronic prescriptions). The page is organized into sections:

- 電子処方箋に関する周知・案内等素材について**
  - 電子処方箋の周知広報資料
  - 電子処方箋の業者向け案内文書
  - 医療機関・薬局スタッフ向け資料
  - 利用方法、メリット動画のダウンロードはこちらから
  - その他
- 電子処方箋の周知広報資料**

電子処方箋の周知広報資料を掲載しています。施設に提示いただくなど、ご活用ください。  
※各画像をクリックすると印刷用PDFを取得できます。
- 電子処方箋の対応施設の周知ポスター**

電子処方箋の対応施設であることを周知するポスターです。
- リフィル処方箋機能対応施設の周知ステッカー・ポスター**

リフィル処方箋を電子処方箋で発行・調剤可能な施設であることを周知するステッカーです。電子処方箋対応施設のパスターと一体化したものを掲載しています。

The right sidebar contains a navigation menu with categories like "政策について" (About Policy), "健康・医療" (Health and Medical Care), "生活衛生" (Public Health and Safety), and "政策評価・独立評価" (Policy Evaluation and Independent Evaluation).

厚生労働省のホームページでは、本資料に掲載しているもの以外にも電子処方箋に関する周知・案内素材を用意しております。

### 電子処方箋に関する周知・案内等素材について

URL:

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_soza.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_soza.html)





## 05

まずはシステム事業者へのご連絡をお願いします

## システム事業者の皆さまの準備体制も改善されています

- 電子処方箋の運用開始当初は、「システム事業者が対応していない」といった声を多くいただいていたが、全体的に改善されつつあります。1月末時点で対応できると回答のあった事業者は以下のとおりです。
- ただし、システム事業者の導入体制には限りがあるため、お早めにシステム事業者へご連絡いただきますようお願いいたします。電子処方箋の導入に向けた準備作業の状況（例：電子署名の発行申請等）も併せてお伝えいただくことで、システム事業者との調整がスムーズに進む場合があります。

### 電子処方箋の導入に対応するシステム事業者

アイテック阪急阪神株式会社	株式会社シグマソリューションズ	株式会社ラボテック
ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社 (旧 富士フイルムヘルスケアシステムズ)	株式会社ズー	株式会社ワイズマン
ウィーメックス株式会社(旧 PHC)	株式会社ソフトウェア・サービス	亀田医療情報株式会社
キヤノンメディカルシステムズ株式会社	株式会社ダイナミクス	三菱電機ITソリューションズ株式会社
ソフトマックス株式会社	株式会社ナイス	東亜システム株式会社
ハイブリッジ株式会社	株式会社ネグジット総研	東邦薬品株式会社
メディカルウイズ株式会社	株式会社ノーザ	日本アイ・ビー・エム株式会社
株式会社EMシステムズ	株式会社ビー・エム・エル	日本電気株式会社 (NEC)
株式会社イーアイクリエイト	株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	富士通Japan株式会社
株式会社イーシーエス	株式会社モリタ	
株式会社シーエスアイ	株式会社ユヤマ	

医療機関等向け総合ポータルでも詳細情報、最新情報を公開しています。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010020](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010020)



上記以外のシステム事業者でも対応できる可能性があります。  
**まずはご自身のシステム事業者に電子処方箋を導入したい旨をお伝えください！**

## 患者が処方箋の発行形態として“電子処方箋”を選択した場合、“電子署名”が必要です

- 患者が電子処方箋対応の医療機関を受診した場合、処方箋を電子的に発行してもらうか、紙で発行してもらうかを選択できます。
- 患者が紙を選択した場合、医師・歯科医師及び当処方箋の受付を行う薬剤師は、従来どおり、処方箋に記名・押印又は署名することで、医師等本人が処方箋への記録を行ったことを証明します。
- 一方で、電子的な発行を選択した場合、医師等が“電子署名”を行うことで、医師等本人が電子文書（電子処方箋）への記録を行ったことを証明することができます。

### 医師等本人であることの証明

紙の処方箋

従来どおり、  
記名・押印等を行う



電子処方箋

“電子署名”を行う



### 電子署名の方法

電子署名を行うためには、電子的に本人であることを証明する“電子証明書”の情報を用います。

電子処方箋の仕組みにおいては、**医師等本人であることを証明する電子証明書（HPKI認証局が発行）**を使います。

電子証明書を用いて電子署名することで、「**医師等本人が記録していること**」「**改ざんされていないこと**」を容易に**判別**できるようになります。

電子署名は、  
安心・安全に電子文書を  
やり取りするために  
よく使われる技術です！



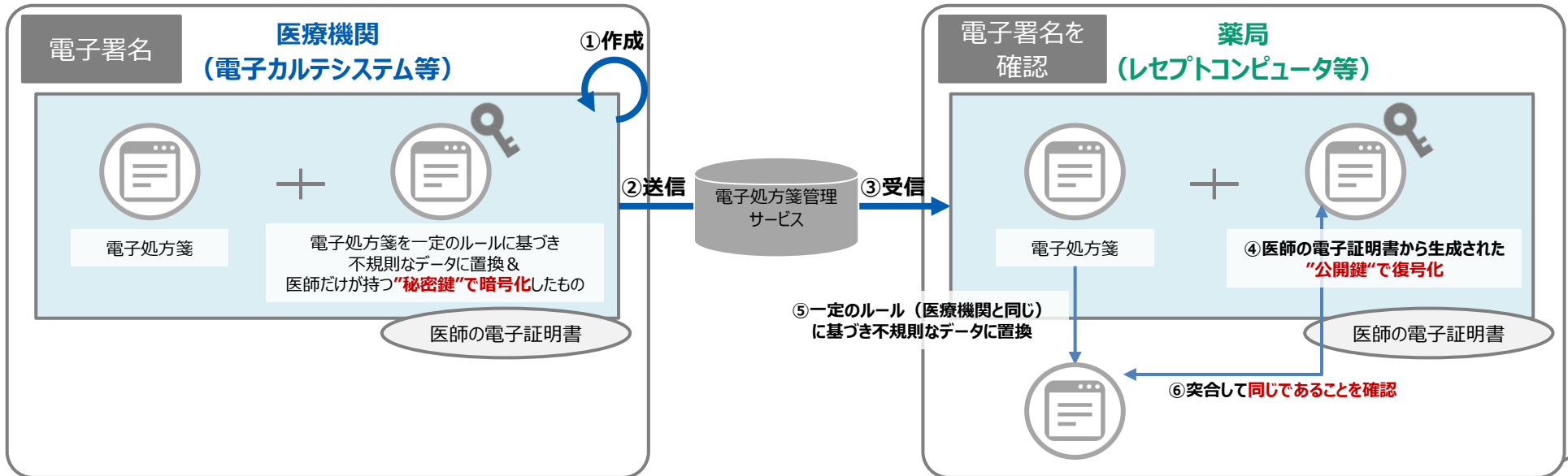


## (参考) 電子署名の仕組みについて

- 電子署名には、電子的に本人であることを証明する“電子証明書”の情報と、“公開鍵暗号方式”という技術によるPKI (Public Key Infrastructure) という基盤が使われています。
- 公開鍵暗号方式とは、電子証明書の情報を使ってデータの暗号化を行い、それに一意に紐づく情報で復号すると共に、内容が改ざんされている場合はそれを検知できる技術です。
- マイナンバーカードを使って確定申告等を行う際にも、このPKIの基盤により電子署名がなされていますが、この基盤をJPKIと呼びます。同様に、電子処方箋のような保健医療福祉分野で使われるPKIの基盤がHPKIと呼ばれるものです。

### 電子署名で できること

- 医師等だけが持つ“秘密鍵”に紐づく“公開鍵”で復号できたことをもって、**医師等本人が電子署名を付したことを確認**できる！
- 一定のルールに基づいて置き換えたデータを比較し、同じであれば**文書の改ざんがされていないことを確認**できる！

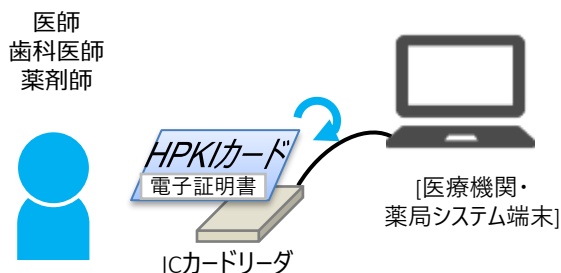


## 電子処方箋の仕組みにおいては、大きく2つの電子署名の方法を用意しています

- 電子処方箋の仕組みにおいては、大きく分けて以下の2種類の電子署名の方法を用意しています。
  - ① **ローカル署名**：HPKIカードに格納される電子証明書を用いて署名する方法
  - ② **リモート署名**：クラウドのシステム上で管理されている電子証明書を用いて署名する方法
- ローカル署名では、常にHPKIカードが手元にあることが必要となる一方、リモート署名では、原則として1日1回、(i) HPKIカード、(ii) マイナンバーカード、(iii) スマートフォンのいずれかで本人認証を行えば足りるため、それぞれの施設にあった方式を選択してください。

### ①ローカル署名

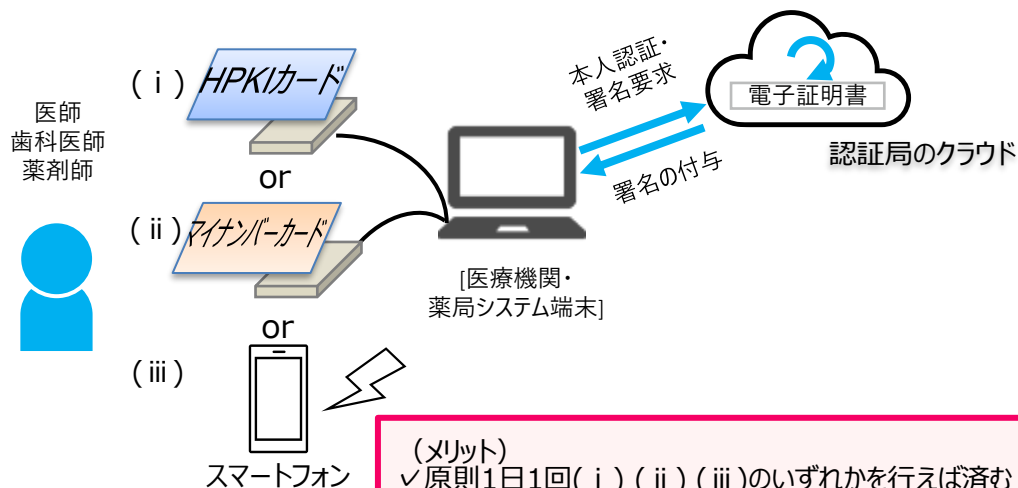
医師・歯科医師・薬剤師は、HPKIカードをICカードリーダーにかざして署名を行う



- (メリット)
  - ✓ 小規模な施設である場合、導入が比較的簡単
- (デメリット)
  - ✓ HPKIカードが手元にあることが必要

### ②リモート署名

医師・歯科医師・薬剤師は、HPKIカード・マイナンバーカードをICカードリーダーにかざすか、スマートフォンアプリを活用して本人認証して、クラウドで管理された証明書を読み出して署名を行う



- (メリット)
  - ✓ 原則1日1回(i)(ii)(iii)のいずれかを行えば済む
  - ✓ (i)(ii)(iii)どれかを忘れても、他の手段で対応できる
- (デメリット)
  - ✓ ネットワーク設定が必要な場合あり(システム構成による)

## ①ローカル署名について 例) 医療機関において、ローカル署名を行う場合

### 事前準備 (運用開始前)

Step1 HPKI認証局にHPKIカードの発行申請を行う。

(※日本医師会認証局・MEDIS認証局はマイナポータルからも申請可能です)

Step2 HPKIカード読取用のICカードリーダーを用意する。

#### ◆HPKIカードの申請先

※資格によって、申請先の認証局や値段等が異なりますのでご確認ください。

#### <医師>

・日本医師会 電子認証センター (認証局)  
<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>  
・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS) (認証局)  
[http://www.medis.or.jp/8\\_hpki/index.html](http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html)

#### <歯科医師>

・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS) (認証局)  
[http://www.medis.or.jp/8\\_hpki/index.html](http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html)

#### <薬剤師>

・日本薬剤師会認証局  
<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30>  
・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS) (認証局)  
[http://www.medis.or.jp/8\\_hpki/index.html](http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html)

※日本医師会電子認証センター (認証局)ではマイナポータルからの申請に限り、当面の間、費用を減免中です。

### 処方箋内容確定

処方内容を確認し、電子処方箋の発行処理に進みます



従来どおり、医師等が電子カルテシステム等で処方内容を確認する操作を行う

### 処方箋発行 (署名付与)

医師等本人が、電子処方箋を発行する都度、HPKIカードで電子署名を付与します



HPKIカードをICカードリーダーにかざし、医師本人のみが知るPIN (暗証番号) を入力することで、電子署名が付与される

- ✓ 必ず、HPKIカードが手元に必要
- ✓ 原則、都度PIN入力が必要 (※)

(※) お使いいただく電子カルテシステム等によっては、PIN入力をログイン認証等と紐づけることで、HPKIカードをカードリーダーから外すまで、PIN入力を簡素化している場合があります。



## ②リモート署名について 例) 医療機関において、リモート署名を行う場合

事前準備  
(運用開始前)

Step1 HPKI認証局にHPKIカード発行申請／マイナンバーカードの紐づけ申請を行う。

(※日本医師会認証局・MEDIS認証局はマイナポータルからも申請可能です。)

※マイナンバーカードの紐づけ申請は、必ずマイナポータルから申請してください。

(HPKIカード／マイナンバーカードを用いる場合)  
Step2 HPKIカード／マイナンバーカード読取用のICカードリーダを用意する。

(スマートフォンを用いる場合)  
Step2' 申請者宛てに届くQRコード等でスマートフォンを紐付ける。

### ◆申請先について

ローカル署名と同様、資格によって、申請先の認証局や値段等が異なりますのでご注意ください。

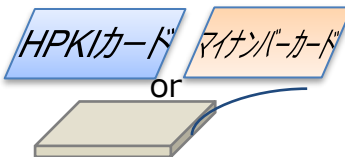
本人認証  
(原則1日1回)

医師等本人がクラウド上の電子証明書を使うことを証明するため、原則1日1回、本人認証を実施

電子カルテシステム等にログインして、いずれかの方法で本人認証を行います

方法 (i) HPKIカード／マイナンバーカードによる認証  
(ii)

カードをかざして、医師等本人のみが知るPINを入力して認証



方法 (iii) スマートフォンによる生体認証

(1) 画面上表示されるQRコードをスマホで読取り

(2) スマホで生体認証



処方箋発行  
(自動で電子署名付与)

クラウド上の電子証明書が使用可能になり、処方内容を確定するタイミングで自動で電子署名が付与されます

従来どおり、医師等が電子カルテシステム等で処方内容を確定する操作を行う  
(→ **電子署名が自動で付与される**)



✓ 都度のPIN入力や認証は不要



## 常にHPKIカードを手元になくてもできる、リモート署名の活用もご検討ください！

- HPKIカードは発行に時間がかかる場合があります、マイナンバーカードの紐づけやスマートフォン用QRの発行が先行することがあります。
- 常にカードやスマートフォンが手元になくても署名できるリモート署名を積極的にご検討ください。
- ローカル署名・リモート署名のどちらを活用する場合であっても、ご自身が保有するマイナンバーカードを用いて、マイナポータルから申請できます。

		準備内容	電子署名の方法
①ローカル署名		<ul style="list-style-type: none"> <li>• HPKI認証局への申請</li> <li>• 外来で対応する医師等の人数分のICカードリーダ準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 処方箋発行時等にHPKIカードをICカードリーダーにかざして認証し、電子署名をする必要あり。</li> </ul>
②リモート署名	(a)HPKIカード又はスマートフォン認証	<ul style="list-style-type: none"> <li>• HPKI認証局への申請※1</li> <li>• HPKIカード認証：HPKIカード・ICカードリーダ※2</li> <li>• スマートフォンによる生体認証：スマートフォンの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (いずれかの方法で) 1日1回本人認証を行う。</li> <li>• 処方箋発行時等に、自動で署名が付与される。</li> </ul>
	(b)マイナンバーカード又はスマートフォン認証	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>HPKI認証局への申請 (マイナポータル経由のみ)</b></li> <li>• マイナンバーカード認証：マイナンバーカード・ICカードリーダ※2</li> <li>• スマートフォンによる生体認証：スマートフォンの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (いずれかの方法で) 1日1回本人認証を行う。</li> <li>• 処方箋発行時等に、自動で署名が付与される。</li> </ul>

推奨

※1 ②(a)の署名方法であっても、HPKIカードの発行は必要です。ただし、スマートフォンによる生体認証を行えば、HPKIカードが届いていない場合でも、電子署名を行うことができます。

※2 ②の場合、ICカードリーダは、原則1日1回使用することになります。このため、医師等の人数分は必要なく、認証に用いる電子カルテシステム等の端末分の準備で構いません。

06

よくあるご質問

## 質問 患者さんは電子処方箋に対応する施設をどのように確認できますか？

### 回答

- 患者が電子処方箋を選択した場合、電子処方箋に対応する薬局で調剤を受ける必要があります。
- このため、患者や医療機関等の関係者が電子処方箋対応施設を把握できるよう、厚生労働省HPで対応施設の一覧を公表（週次更新）しているほか、多数の民間検索サイトからも検索できるようになっています。
- 医療機関・薬局にて対応施設を患者に案内するための周知素材も掲載していますので、ご活用ください。

#### 厚生労働省HP



電子処方箋に対応している施設リストと  
対応施設を検索できるサイトが確認できます！

厚生労働省HP電子処方箋ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

#### 民間検索サイト

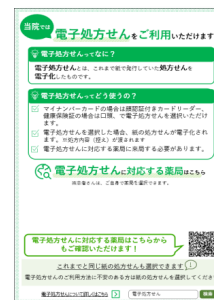
※画像はイメージです



- マイナ受付対応
- 電子処方箋対応
- オンライン予約対応

検索

#### 電子処方箋の患者向け案内文書



医療機関では厚労省HPに掲載している  
電子処方箋の周知・案内等素材に周囲の  
対応薬局を記載して掲示していただけます。

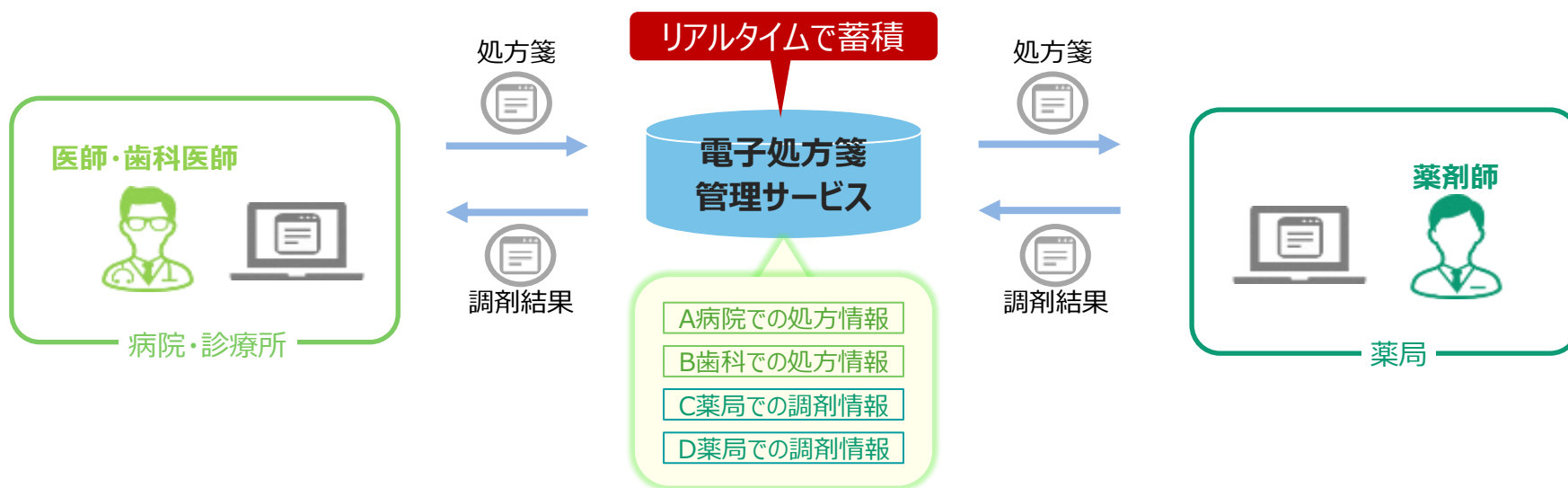
厚労省HP電子処方箋に関する周知・案内等素材ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/nya/denshishohousen\\_soza.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/nya/denshishohousen_soza.html)

## 質問 処方箋や調剤結果のデータは、必ず電子処方箋管理サービスに登録する必要がありますか？

### 回答

- お手数ですが処方箋や調剤結果のデータは登録していただくようお願いします。
- 紙、電子に関係なく処方箋や調剤結果のデータを登録することで、重複投薬等チェックや処方・調剤情報閲覧で使用できるデータとしてリアルタイムに蓄積することができます。
- 導入されているシステムによっては、従来どおり処方箋の発行や調剤情報の登録をする中で、自動的に電子処方箋管理サービスにデータを登録できます。

参照：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第38条



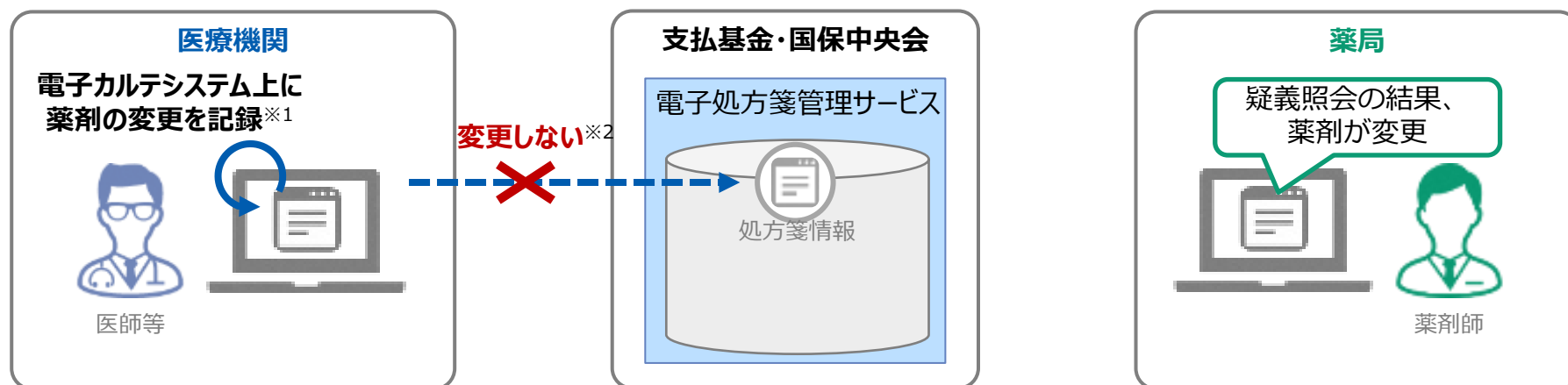
## 質問 疑義照会の結果、薬剤の変更が生じた場合、

医療機関側は電子処方箋管理サービスの処方箋のデータを変更する必要がありますか？

## 回答

- 電子処方箋管理サービスに登録した処方箋のデータは変更不要です。  
(紙の処方箋と同じように、疑義照会を踏まえて医療機関側で発行済みの処方箋自体を書き換えることはしません。)
- 電子カルテシステム上で事後的に変更内容を記録する場合は、各医療機関の運用に従ってください。

電子処方箋管理サービス上の処方箋の情報は修正しないでください。  
(なお、従来と同じように、電子カルテシステム上に変更内容を記録することはできます。)



※1 医療機関毎に運用方法が異なります。

※2 どうしても電子処方箋管理サービスに登録済みの処方箋を修正する必要がある場合、薬局側が処方箋の受付取消処理を実施した後に、医療機関側で処方箋を修正できるようになります。ただし、修正後は処方箋に紐づく引換番号も変わるため、必ず新しい引換番号を患者に伝達してください。



## 質問 電子処方箋の利用申請はどのように行えばいいですか？

### 回答

- 電子処方箋の利用申請は、医療機関等向け総合ポータルサイトから実施できます。
- 電子処方箋管理サービスの利用規約を確認の上、「電子処方箋管理サービス利用規約への同意」に「同意する」をチェックしてください。

医療機関等向け総合ポータルサイトの  
「電子処方箋トップページ」から申請いただけます！

電子処方箋の利用ステップ

<b>はじめに</b> 電子処方箋の概要	<b>導入・運用</b> 電子処方箋の導入・運用方法	<b>手順書・マニュアル</b> 電子処方箋の手順書・マニュアル
<b>電子署名準備完了の登録</b> 電子署名の準備 HPKIカード発行	<b>利用申請</b> 電子処方箋の利用申請	<b>運用開始日入力</b> 電子処方箋の運用開始日入力
<b>補助金</b> 電子処方箋の補助金	<b>よくある質問</b> 電子処方箋 FAQ	

電子処方箋の各種申請について  
※補助金申請される方はログインの上、お進みください。  
電子処方箋の利用申請・補助申請はこちら

1

医療機関等向け総合ポータルサイトにログインし、「電子処方箋の利用ステップ」>「利用申請」をクリック

2

「電子処方箋の利用申請」ページを確認し、一番下のボタンをクリック

3

「電子処方箋管理サービス利用規約への同意」欄のチェックボックスに✓を入れて送信

医療機関等向け総合ポータルサイト（電子処方箋トップページ）

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep\\_top](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top)

## 質問 電子処方箋の機能が追加されたと聞きましたが、一緒に導入する必要がありますか？

### 回答

- 電子処方箋では、更なる利便性向上のため、昨年12月に機能を追加していますので、ぜひ一緒に導入することをご検討ください
- ただし、追加機能に関してはシステム事業者が対応していない可能性があります。その場合にも、電子処方箋の基本機能部分（令和5年1月からある元々の機能）の導入も併せてご検討をお願いします。これにより、電子処方箋を希望する患者に対し、電子処方箋の発行・受付や重複投薬等チェックや処方・調剤情報閲覧等を利用できるようになります

電子処方箋の基本機能をまずは最優先でご対応いただきますようお願いいたします！  
(システム事業者が対応している場合は、追加機能も合わせて導入できます。)

#### 基本機能

- ✓ 電子処方箋の発行・受付や調剤結果の登録・参照、処方・調剤情報を元にした重複投薬等チェック
- ✓ 患者が自らの処方・調剤情報をマイナポータル等で閲覧が可能



令和5年12月開始

#### 追加機能

- ✓ リフィル処方箋への対応
- ✓ 口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧
- ✓ マイナンバーカードを活用した電子署名※

※利用にあたっては各HPKI認証局への申請が必要です。  
認証局によって対応が異なっており、日本薬剤師会への申請分の対応時期は調整中です。

## 質問 電子処方箋の補助金申請はどのように行えばいいですか？

### 回答

- 補助金の交付申請については、①補助金交付申請書、②領収書（写）、③領収書内訳書（写）、④電子処方箋管理サービス事業完了報告書の4つの書類をご準備ください。
- 電子処方箋の運用を開始されましたら運用開始日の入力も忘れずをお願いします。

ご使用いただく端末を電子処方箋に対応させるためのシステム改修が完了した後、  
以下のステップで補助金申請をお願いします。

1.

①システム事業者から  
請求書等を受領する

2.

②請求書等に基づき、  
システム事業者に  
費用を精算する

3.

③システム事業者から  
領収書（写）及び  
領収書内訳書（写）  
を受領する

4.

④医療機関等向け  
総合ポータルサイトで  
補助金申請を  
お願いします

以下が必要です！  
(1)補助金交付申請書、  
(2)領収書（写）、  
(3)領収書内訳書（写）、  
(4)電子処方箋管理サービス  
事業報告書



# 最後に



ご清聴いただき、ありがとうございました。

## アンケートにご協力ください



本日の説明会のご感想や電子処方箋の導入状況のアンケートをお願いしております。是非ご協力ください。

(回答期限：**3月12日**)

## FAQページを公開しています



これまでの説明会でいただいたご質問など、よくあるご質問とその回答を医療機関等向け総合ポータルサイトで公開しております。

医療機関等向け総合ポータルサイト

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm\\_index](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index)

各リンクは**動画概要欄**をご覧ください